

公布された条例のあらまし

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第四六号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

医療職給料表(一)を除くすべての給料表について、初任給を中心とした若年層を除き、給料月額を改定することとした。（別表第一～別表第四関係）

(2) 諸手当の改定

ア 自宅に係る住居手当を廃止することとした。（第九条の四関係）

イ 月に六〇時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を引き上げることとした。（第一二三条関係）

ウ 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一一五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第一七条関係）

エ 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一二五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一〇五）に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一三〇）に引き上げることとした。（条例第二条の規定による改正後の第一七条関係）

オ 勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の六五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の八七・五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第一七条の四関係）

カ 勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の七〇（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の九〇）とすることとした。（条例第二条の規定による改正後の第一七条の四関係）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

- (1) 特定任期付職員に適用する給料表の一号給を除く給料月額を改定することとした。(第七条関係)
  - (2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることにした。(条例第三条の規定による改正後の第八条関係)
  - (3) 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四五に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き上げることとした。(条例第四条の規定による改正後の第八条関係)
- 3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係
- (1) 第一号任期付研究員に適用する給料表の一号給を除く給料月額を改定することとした。(第五条関係)
  - (2) 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることにした。(条例第五条の規定による改正後の第六条関係)
  - (3) 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四五に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き上げることとした。(条例第六条の規定による改正後の第六条関係)
- 4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正関係
- 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成一七年佐賀県条例第七二号)附則第七条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・一八パーセント引き下げることとした。
- 5 この条例は、平成二一年一二月一日から施行することとした。ただし、1の(2)のイ、エ及びカ、2の(3)並びに3の(3)は、平成二二年四月一日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。
- 7 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例のほか、三条例につ

いて所要の改正を行うこととした。

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第四七号）

1 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

すべての給料表について、初任給を中心とした若年層を除き、給料月額を改定することとした。（別表第一、別表第四関係）

(2) 諸手当の改定

ア 自宅に係る住居手当を廃止することとした。（第一条の二関係）

イ 月に六〇時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を引き上げることとした。（第一四条関係）

ウ 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一三五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一一五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第二〇条関係）

エ 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一二五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一〇五）に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の一三〇）に引き上げることとした。（条例第二条の規定による改正後の第二〇条関係）

オ 勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の六五（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の八七・五）に引き下げることとした。（条例第一条の規定による改正後の第二一条関係）

カ 勤勉手当について、支給割合を一〇〇分の七〇（特定幹部職員にあっては、一〇〇分の九〇）とすることとした。（条例第二条の規定による改正後の第二一条関係）

キ 義務教育等教員特別手当の上限額を一万一、七〇〇円に引き下げるこ

ととした。(第二一条の二関係)

- 2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正関係  
佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成一七年佐賀県条例第七五号)附則第七条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・一八パーセント引き下げることとした。

- 3 この条例は、平成二一年一月一日から施行することとした。ただし、1の(2)のキは平成二二年一月一日から、1の(2)のア、イ、エ及びカは平成二二年四月一日から施行することとした。

- 4 所要の経過措置を定めることとした。  
佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

- 1 期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五〇に引き下げることとした。(条例第一条の規定による改正後の第二条関係)

- 2 期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四五に引き下げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六五に引き上げることとした。(条例第二条の規定による改正後の第三条関係)

- 3 この条例は、平成二一年一月一日から施行することとした。ただし、2は、平成二二年四月一日から施行することとした。

- 4 所要の経過措置を定めることとした。